

# 神流川における公募型土砂掘削の取組について

吉田 翔平<sup>1</sup>・松村 卓海

<sup>1</sup>関東地方整備局 高崎河川国道事務所 工務第一課 (〒370-0841 群馬県高崎市栄町6-41)

高崎河川国道事務所が管理する利根川水系神流川では、ハリエンジュ等による河道内の樹林化が課題となっている。これまで、樹木伐採やコスト縮減の取組として公募型樹木伐採を行ってきたところであるが、数年後には再樹林化してしまう状況であり、抜本的な対策には至っていなかった。抜本的な対策としては、河道掘削を行い樹林化の要因となっている河道内の陸地化を解消させて冠水頻度を上昇させることが効果的であると過年度の検討で示されてきたが、掘削費用や土砂搬出先の確保に苦慮し掘削ができていなかった。このことから、これらの課題解決に向けて関東の直轄河川ではじめての「公募型土砂掘削」を実施し、この取組を紹介する。

キーワード 樹林化対策, ハリエンジュ, 公募型土砂掘削

## 1. はじめに

神流川は群馬・長野・埼玉三県の県境となる三国山を源流とし、群馬県南西部の狭隘な地形を縫うように流下しており、最下流では烏川に合流する河川となっている。流域面積は407km<sup>2</sup>、流路延長は87.4kmであり、当事務所では、烏川合流点から上流の11.6kmまで管理を行っている。1969年に下久保ダムが建設されたことにより、ダム下流は河道規模に比べて年平均流量が8m<sup>3</sup>/s程度と比較的小さいことから近年、繁殖力が強く、種子による繁殖及び切り株や地中の水平根からの萌芽によって分布を拡大させるハリエンジュによる河道内の樹林化が進行しており、堤防等の河川管理施設への影響や、河道の維持管理における懸念があり、樹林化対策が課題となっている。

## 2. 樹林化による河川管理上の支障

河道内樹木は、洪水の流下阻害や滯筋の変化により、河岸に新たな水衝部を発生させ、河川管理施設の破損や局所的な洗掘を引き起こす可能性があるとともに、高木化することでCCTVによる状況監視に支障が生じ、さらには不法投棄の温床にも繋がると考えられる。また堤防が日陰となり、裸地化が進行することで、降雨や洪水による浸食の影響を受ける可能性が高まる。

現状、繁殖力の強いハリエンジュなどによる拡大により、適切な維持管理が行き届いていないのが実態であることから、限られた予算の中で効果的な対策を行うことが急務であった。

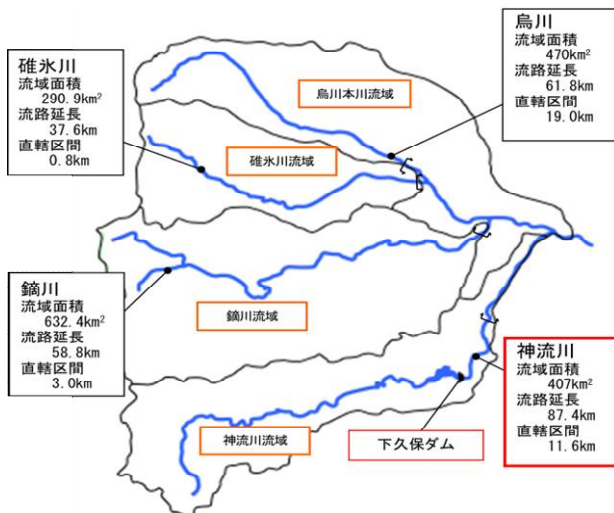


図-1 烏川・神流川流域



図-2 管内樹木繁茂状況 (神流川)

### 3. これまでの樹林化対策

当事務所においてはこれまで、河道内樹木の伐採やコスト縮減を図る目的で2014年度より公募型樹木伐採を行ってきたところである。しかし、神流川における樹林化は、神流川の河道内ほぼ全域に広がっており樹林化面積が広大であり部分的な伐採しかできていないこと、一般の方を対象とした公募型樹木伐採は安全性を考慮し高水敷の樹木を対象としているため、抜本的な対策には至っていないかった。

樹林化の要因としては、上流にダムが整備されたことにより流況が安定したことで河道内の陸地化が進行し、冠水頻度が低下したことが要因と考える。また、過年度の検討結果においても、河道内の冠水頻度を上昇させれば樹木等が生育不能になりやすく、抜本的な樹林化対策として効果的であると示されてきたところである。

樹林化の抜本的な対策である冠水頻度の上昇については、河道掘削を実施する必要があるが、掘削費用や土砂の搬出先の確保、搬出先が無い場合は処分場への搬出となり処分費用が追加で必要となることから、費用面や土砂の搬出先に苦慮し、土砂撤去ができていない状況であった。

### 4. 公募型土砂掘削の実施に向けた整理・検討

#### (1) 砂利採取規制計画上の位置づけ

関東地整の直轄河川における「砂利等の採取に関する規制計画及び特定採取計画 第20次（2025年度～2029年度）」（以下、「規制計画」という）では、当該神流川の直轄管理区間全て規制計画の計画外であることから、通常の許可採取は実施不可の河川である。また、規制計画上では用途規制の対象となっている河川は無しであることから、当該神流川においても用途規制は対象外と整理した。

#### (2) 地元砂利業者へのヒアリング

公募型土砂掘削の実施に向け、需要があるのかどうか確認すべく地元砂利業者へヒアリングを行った。

その結果、

- 近隣の規制計画内の砂利採取可能河川において砂利の許可採取を行っている
- 神流川であれば自社のプラントも近く運搬費も抑えられることから是非やりたい
- 土石採取料はどうなるのか
- 樹木等がたくさん繁茂しているがその伐採や処分はどうするのか
- 他にも河川ゴミ等の処分はどうするのか

結果として、実績やノウハウは満足しており応募の意向があることがわかった一方で、応募にあたっての懸念事項も判明した。

### 5. 公募条件の整理

#### (1) 許可・認可

公募型土砂掘削を実施するにあたって必要な許可・認可は以下に示すとおりとした。

##### ○河川法第20条

河川管理者以外の者は、あらかじめ、河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。

##### ○河川法第25条

河川区域内の土地において土石を採取しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

##### ○砂利採取法第16条

砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

二 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等の区域にある場合、当該河川区域に係る河川管理者

全国の事例を見ると、河川法第20条を適用している事例・していない事例があったが、当事務所の整理としては、4.(1)で述べたとおり当該取組を実施する神流川は砂利採取の禁止区域内であることから、河川管理者の代行工事として土砂撤去（採取）を行うものと整理し、河川法第20条を適用し公募を行うこととした。

#### (2) 応募者の登録許可条件

公募時の応募者の資格要件として、「砂利採取業の登録」と「建設業の許可」を条件とした。「建設業の許可」については、河川法第20条を適用し河川管理者の代行工事として当該取組を実施することから、現場の施工が適正に実施されるよう「建設業の許可」を条件として付すこととした。

また、応募にあたっては、単一業者だけの応募だけでなく、応募の間口を広げる観点で、組合や団体（以下、「組合等」という）での応募も可能となるよう、構成員に「砂利採取業者の登録」及び「建設業の許可登録」を受けている構成員を配置すれば、その組合等として「砂利採取業者の登録」及び「建設業の許可登録」を受けた者とみなし、組合等での応募も可能となる形で公募を行うこととした。

### (3) 土砂採取料

河川法第25条の許可に伴い、河川法第32条による採取料が発生する。4.(2)のとおり、土砂採取料が発生する場合、応募の足枷となることが考えられ、採取料の免除については当該都道府県への確認・調整が必要である。

神流川においては群馬県・埼玉県の県境を流れ、当該取組箇所においても両県にまたがる箇所であったことから、群馬県・埼玉県の両県に確認を行った。その結果、当該取組は河川法第20条の承認による河川管理行為の代行であることから、両県ともに県の条例が適用され、採取料は免除となった。

### (4) 伐採木等の処分

4.(2)のとおり、伐採木等の処分についても応募の足枷となることが考えられたことから、応募者と河川管理者で実施する内容を以下に示す分担とした。

#### ○応募者

- ・河川内樹木の伐採、集積
- ・ゴミの処分

#### ○河川管理者

- ・伐採木、流木の処分

このように河川管理者側で伐採木・流木の処分を行う分担としたが、伐採した樹木は沿川住民等から需要があることから無償配布を行う予定である。既に実施している公募型樹木伐採においても、沿川住民等から伐採木の需要があったことから実施に至っている背景もある。

## 5. 公募の実施

### (1) 対象箇所の選定

今回の神流川における公募型土砂掘削の対象箇所については、陸地化が進行し樹木が繁茂していた神流川の7.2km～8.2km付近を選定した。その理由としては、以前から地元より伐採・土砂撤去要望があったことや、当該範囲内には「かな川水辺の楽校」が位置しており、土砂堆積等の影響により学習広場等の一部機能が喪失してしまっている状況であったことから当該箇所を選定した。その選定箇所を図-3に示す。

### (2) 公募の概要

図-4に示した通り、2025年11月14日に記者発表を行い、応募を開始した。公募の概要は以下に示すとおり。

- 募集期間：2025年11月14日～2025年12月11日
- 対象箇所：神流川 7.2km～7.6km (図-5)
- 採取数量：10,000m<sup>3</sup>
- 採取期間：許認可日～2026年7月31日

## 6. 公募の結果

### (1) 応募実績

当該公募に対し1者からの応募があり、組合等からの応募であった。提出書類から資格要件の審査を行い資格要件を満たしていたことから、結果としてその1者を選定した。

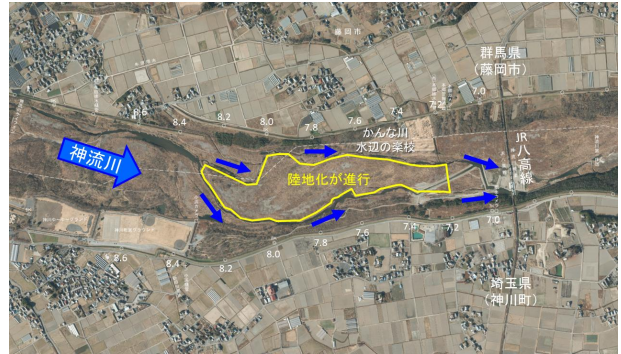


図-3 対象箇所の候補地



図-4 記者発表資料 (抜粋)



図-5 今回の対象範囲

## 7. 考察及びまとめ

当事務所の課題となっている河道内の樹林化に対する抜本的な対策として、公募型土砂掘削を取り入れた。本稿を執筆している現時点（2026年2月時点）においては、応募者による現地着手前の状況であり、現地着手にあたっての課題、採取した土砂量、伐採等の仮設に要した費用などが今後判明してくる。このことから、応募者の採算性、コスト縮減率もまだ不明確な状態であるが、樹林化対策については、今後も継続的に土砂撤去を実施し、長期的にモニタリングを行い効果を確認していく必要があると考えている。そのためには、河川管理者側の予算も限りがあることから、当該公募型土砂掘削を今後も継続的に実施していくことが必須であると考えている。まずは今年度の取組を無事完了させ、完了後は当該公募を実施した応募者とヒアリングを行い、今後の継続的な実施に向け、課題の整理等を行っていく予定である。そこで判明した課題等を踏まえ次の公募条件を再検討し、継続的に実施できるようにしていきたいと考えている。